

次に、別表の改正でございしますが、これが今回の給与改定の主題となるものでございまして、この表を適用しまして、おのおのの等級号給に該当します職員をもって実際の改定額を算出いたしますと、一等級は一・二四％で四千四百四十四円、それから二等級は一・〇四％で三千二百三十円、三等級は一・〇四％で二千三百六十一円、四等級は一・三〇％で三千三百七十五円、それから五等級は一・一四％で二千四百十六円。職員全体におきましては一・一〇％、二千七百八十五円の引き上げと相なります。

なお、本改定に当たりまして、従前より御指摘をちょうだいしておりますところの給与体系につきましては、職務の責任と複雑性を配慮し、若干でございしますが、昨年に引き続き、その趣旨に沿って努力はしてまいったところでございます。何分にも改定率が低いものですから、実績としては余り数字的に上がってこないというのが実態でございます。

以上の数値を基準内で見ますと、実質給料において〇・九二％、それから調整手当、住居手当等の諸手当を含めまして〇・五五％、合計いたしましたして一・四七％の引き上げと相なるわけでございます。この数字が、いわゆる一般に言われます今回のベースアップ一・四七％ということに相なるわけでございます。

次に、改定後の初任給を御参考までに申し上げますと、高校卒が千五百円引き上げられて十一万四百円、それから短大卒が千六百円引き上げて十二万一千六百円、大学卒が千七百円引き上げて十三万三千四百円となります。

なお、この給与改定に伴います財源については、各会計とも当初予算におきましては二％の財源は留保しておりますので、今回、御提案申し上げます補正予算において調整をさせていただいてるところでございます。本改定に要します一般会計、特別会計合わせまして約三千六百七十万円が見込まれまして、補正予算については留保額がございしますので、これを加減差し引きいたしますと、特別会計を含めまして約五百五十一万七千円の減額補正と相なるわけでございます。

次に、附則でございしますが、第一項、それから第二項は、改正条例の施行期日等について規定したものでございまして、本条例は、公布の日から施行しまして、改正後の条例につきましては、昭和六十二年四月一日にさかのぼって適用しようとするものでございます。

次に、第三項でございしますが、給与の内払について定めたものでございまして、改正前の条例の規定によつて六十二年四月一日から、この条例施行の日の前日までの間に支払われました職員の給与は、改正後の規定によつて支払われる給与の内払であるということの規定したものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたけれど、慎重御審議の上、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十八番（小野沢 久君） ただいまの説明で、ベースアップが平均では一・一〇で二千七百八十五円ということでありますけれども、これよりやっぱり一番肝心なことは、定期昇給があるわけですよ。定期昇給はとにかくだれでも一年たてば上がっていくし、民間の場合を比べますと、非常にそういう面では定期昇給が二千円とか三千円とかというのが現実でありますけれども、今回のこの平均の二千七百八十五円に定期昇給を含めた場合の金額がどのくらいになるか。

やっぱり民間との比較を考えなければいけませんので、この数字が出ないと職員の給料というものについて是非常にわかりにくくなりますので、その定昇を含めた数字がどうなってくるのかと、今配付していただいたこの表についての定期昇給がどのくらいになるのか。それはベースアップがなくてもその分は上がるわけですから、それがどうなっているのかという点。

それからですね、もう一つ、これは数字的なことなので入れればいいんでしょうけれども、このベースアップが四月一日にさかのぼるわけでありまして、六十二年六月の期末手当一・九六について五十九万三千円、これがベースアップしたら幾らになるか。同時に、十二月の二・五五に対しても七十七万七千八百二十六円に対してベースアップが幾らになるか。

ついでに、今先ほど決定しました六十三年の三月の〇・五カ月についても十五万三千三百九十円の平均に対してベースアップも幾らになるかという、そのトータルをお願いいたします。

○庶務職員課長（岩崎好亮君） ただいまの質問でございしますが、まず定期昇給が幾らになるのかというこ

とでございますが、今回はベースアップが一・一〇で二千七百八十五円でございまして、定期昇給の平均は七千三百二十六円です。したがいまして、定期昇給とベースアップを足した金額になりますので約一万百一十円になろうかと思ひます。

次に、期末手当の御質問でございます。

昨年の六月の平均が五十九万三千三百九十九円、それから十二月が七十七万七千八百二十七円、三月が十五万三千三百九十円という御質問で、そのとおりでございまして、その金額が今度はベースアップしたら幾らかという御質問でございますので、六月が六十万一千九百五十円、それから十二月が七十八万八千九百五十二円、それから三月が十五万五千五百七十一円ということに平均でなろうかと思ひます。以上です。

○十八番（小野沢 久君） よくわかりました。

そうしますと、定期昇給の七千三百二十六円ですけれども、これはパーセントではどのくらいになりますかね。恐らくですね、一等級、二等級、三等級、四等級、五等級、等級でも相当違いがあると思うんですけれども、職務職階級を導入しろということでご常日ごろお願いしているわけでございましてけれども、その辺も含めてパーセントで提示していただいた方がわかりやすいと思うので、お願いをいたします。

○庶務職員課長（岩崎好亮君） 申しわけありませんでした。定期昇給の率でございしますが、先ほど申し上げました七千三百二十六円の定期昇給の率は二・八六でございします。

参考までに、定期昇給の率のことについて等級別に申し上げますが、一等級は一・五三%です。それから二等級が二・二六%、三等級が三・五二%、四等級が一・九三%、五等級が三・四三%、こういうようにパーセントの定期昇給率になろうかと思ひます。（「結構です、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第四号は、総務委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第四号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第六議案第五号福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第五号福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに内容を説明申し上げます。

今回の主たる改正の内容につきましては、現行の支給範囲等の改正でございします。御案内のように、さきに御答申をちょうだいいたしました福生市行政改革審議会の趣旨に基づきまして、支給範囲等の見直しを行った結果、現在支給しておりますところの管内出張旅費の支給を全廃をいたし、さらに半日当の支給の範囲を広げ、一日日当の範囲を縮めようと、そういう考え方で改正をさせていただいております。

まず、第二条の削除、それから三条の見出しの改正、それから第四条の削除等でございますが、これらはいずれも管内旅費に關します条文の改正に基づくものでございまして、先ほど申しましたように、現在支給しておりますところの管内旅費の支給を全廃するというところによる条文の整備でございます。

次に、第七条中、支給範囲の改正でございしますが、現在支給しております半日当の支給範囲を広げまして、およそ十キロ四方圏の市あるいは町といたしまして、新たに八市町を加えまして十二市町とするものでございます。なお、この改正に伴いまして、その分一日日当の範囲が狭められたということに相なりま

す。例を挙げて申し上げますと、今まで八王子市に管理職の職員が出張した場合、千百円の日当が支給され

ていたわけでございますけれども、この改正により半日当地域になりましたので、五百五十円になるという
ようなことでございます。

次に、第十一条中「第四条」を削る及び別表の中で「第四条」を削ると、ここにございますが、こ
れも先ほど申し上げました管内出張旅費の廃止に伴います条文の整備でございます。十二市町
次に、別表の改正でございますけれども、まず、現行条例は係員を等級は区分しておったわけでございま
すけれど、他市の状況を見ますと、すべて係員については同一区分に一応されているということで、この
部分は統一的に改めようということでございます。三等級の職員に合わせるというような改正をさせてい
ただきたいと思っております。

次に、鉄道賃の欄の改正でございますが、現行の東日本旅客鉄道株式会社等の運賃の実態に合わせ、そ
の条文を改正をしようとするものでございます。

次に、金額欄でございますが、これも係員をすべて同一区分としたため、同一金額に改めようとするも
のでございます。さらに、同表の備考中第六号を削るとございますが、この第六号は、支給の読みかえ規
定でございます。別表第二の改正に伴いまして、関連してこれも削ろうというものでございます。

なお、本条例の改正に伴いまして、年間約二百万円の経費の節減ができるであろうというように予定
をしております。

附則といたしまして、この条例は、昭和六十三年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございましたけれども、慎重御審議をいただきまして、何とぞ原案どおり御確
定くださるようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして議案第五号は、総務委員会に付託いたしましたと思いますが、御異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第五号は、総務委員会に付託することに決定
いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第七議案第六号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたしま
す。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第六号福生市税賦課徴収条例の一部を
改正する条例について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、法人等の市民税の課税の特例に関する部分の一部を改めることについ
てでございますが、東京都が都市計画税の減額措置を実施する際、法人が市民税に係わる不均一課税の基準
のうち、法人税額基準を現行の「四百万円」を「一千万円」に改めることをセッとしており、当市にお
いても過去の経過から、この際、東京都に準じ改める必要が生じたこと、固定資産税の納期については、
昭和六十三年度が評価替えの年であること、税法改正が成立していないことにより縦覧期間が一カ月延長
されるため、納期の特例を設け、納期を変更しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

第三十三条の六の二第一項及び第三項については、法人市民税の不均一課税の基準となる法人税額「四
百万円」を「一千万円」に改めようとするものでございます。なお、基準額の改正に伴う減収見込み額は
約三百万円程度になると思います。

次に、本法附則第三十一条でございますが、六十三年度分に関り、固定資産税第一期の納期を「五月一

日から同月三十一日」に変更しようとするものでございます。附則といたしまして、第一条で、本条例の施行日を、第二条は、本条例の改正に伴い市民税に関する経過措置について二項にわたって定めようとするものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六号は、総務委員会に付託いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第六号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第八議案第七号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第七号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、東京都が都市計画税の減額措置として、都市計画税に対する不均一の

課税の実施を決定したことに伴い、都下における都市計画税の課税団体においても都に追従する形で都市計画税の税率の見直しを行う動きが出てまいりまして、当市といたしましても諸般の情勢を考慮し、慎重に検討した結果、昭和六十三年から三年間に限って税率の引き下げを行うことを決定したことと、市税賦課徴収条例の改正内容の説明の際にも申し上げましたように、都市計画税についても納期の変更を行う必要が生じたので、本条例を御提案申し上げた次第でございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

本法附則への追加規定でございます。第二十項は、昭和六十四年度から六十五年度までの三年間に限って税率を「百分の〇・三」から「百分の〇・二八」に定めようとするものでございます。なお、税率改正に伴う減収額は、今定例会に上程をお願いしてございます当初予算から比較いたしましたして三千八百万程度になろうかと思っております。

第二十一項は、固定資産税と同様、都市計画税の第一期分の納期を「五月一日から同月三十一日まで」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、第一項は、本条例の施行日を昭和六十三年四月一日と定め、第二項は、特例税率の取り扱いに関する経過措置を定めたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七号は、総務委員会に付託いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

○議長（村尾栄次君）（「異議なし」と呼ぶ者あり）御異議なしと認めます。よって、議案第七号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第九議案第八号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 生子国利君登壇）

○福祉部長（生子国利君） 議案第八号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

本条例は、玉川台地区にあります玉川台児童遊園を廃止し、また、新たに永田地区に新設いたします児童遊園を加えようとするものでございます。

改正内容につきまして御説明申し上げます。

まず、玉川台児童遊園につきましては、地域防災の拠点として活動できる場として、地域住民より強い要望があり、この児童遊園地域内に防災倉庫を設置するため廃止しようとするものでございます。また、隣接しております富士見台地域の都営住宅が現在建てかえ工事が進められておりますが、その中に公園等の広場が設置される予定でございます。これが完成は六十三年三月末と聞いております。

次に、今回新設されます永田地区の児童遊園につきましては、永田クラブの敷地と堰上神社の敷地を含め設置し、名称を永田児童遊園としようとするものでございます。

別表中を記載内容どおり改めようとするものでございます。

附則におきましては、この条例は、六十三年四月一日から施行する。

雑駁な説明でございますが、慎重御審議いただきまして、原案どおり御可決くださりますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

○十七番（上野重勝君） これより本案に対する質疑を行います。

か、お伺いいたします。一点お伺いいたしますが、永田児童遊園の土地の所有関係はどうなっておりますか、お伺いいたします。

○福祉部長（生子国利君） 「所有権は三名が共同所有になっております。名前につきましては、今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えいたします。」

○十七番（上野重勝君） 土地所有者と市との関係はどのような関係になっているか、お伺いします。

○福祉部長（生子国利君） 本来の児童遊園の契約と同じように、五年間を一応契約というふうになります。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第八号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十議案第九号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

○福祉部長（市市民部長 小野光朗君登壇）

○市市民部長（小野光朗君） 御指名をいただきまして、議案第九号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、昭和六十三年度の国民健康保険事業につきまして、運営上、若干の財

源不足が見込まれるため、昨年に引き続きまして税率等の見直しが必要な状況となっております。このため一般会計からの繰入金を昨年と同額にお願いいたします。一方、対前年比見込み調定で四・九％の一人当たりの負担増をお願いしたいというものでございます。あわせて、昨年九月、地方税法が一部改正され、これに伴いまして本条例の不足を手直しする必要があります。必要が生じております。

以上が御提案申し上げる理由でございますが、次に、条文の内容につきまして御説明申し上げます。

第二条につきましては、課税限度額でございますが、次に、現行「三十五万円」を「三十七万円」に改め、二

万円の引き上げをお願いするものでございます。

次に、第四条の資産割でございますが、「百分の二十四」を「百分の二十二」に改めようとするもので二％の引き下げとなります。

次に、第五条の被保険者均等割額でございますが、現行「八千四百円」を「九千円」に改め、一人につき六百円の増額をお願いしようとするものでございます。

次に、第六条でございますが、世帯別平等割額で「三千八百四十円」を「三千六百円」に改め、一世帯につき二百四十円の減額となるものでございます。

第十二条でございますが、国民健康保険税の減額を規定した条文でございまして、さきに御説明申し上げました課税限度額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の改定に伴い改正するものでございまして、減額後の税額の限度額を「三十五万円」から「三十七万円」に改めるとともに、六割減額の世帯の減額する額、均等割額「五千四百円」を「五千四百円」に、平等割額「二千三百四十円」を「二千六百四十円」に改め、四割減額の世帯の減額する額、均等割額「三千三百六十円」を「三千六百円」に、平等割額「千五百三十六円」を「千四百四十円」に改めようとするものでございます。

次に、附則でございますけれども、附則の第六項といたしまして、超短期所有土地の譲渡に係わる事業所得等に係わる国民健康保険税の課税の特例を新設しようとするものでございまして、これは昨年九月の地方税法の改正に伴うものでございまして、昨今の地価暴騰の抑制を図るための一つとして、所有期間が二年以下である土地等の譲渡所得、これを超短期譲渡所得と申しますが、これを国民健康保険課税におき

ましては総合課税とする内容でございます。

次に、施行期日につきましては、この条例は、昭和六十三年四月一日から施行しようとするものでございます。

経過措置につきましては、改正後の国民健康保険税条例の規定は、昭和六十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和六十二年分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるうとするものでございます。

なお、当保険税の改正等につきましては、国民健康保険運営協議会の御答申もいただいているものでござい

ます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○議長（村尾栄次君） 「なし」と呼ぶ者あり。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

○議長（村尾栄次君） 二時まで休憩いたします。

午後一時四十八分 休憩

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 二時まで休憩いたします。

午後一時四十八分 休憩

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十一議案第十号福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十号福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。まず理由でございますが、おかげさまをもちまして福生の西口の駅前の公園あるいは駅広等が整備されたことによりまして、その中にございます福生駅西口に駅前駐車施設が整備されましたので、本条例を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容について御説明を申し上げます。

第一条につきましては、条文を整備する必要がある、改正しようとするものでございます。次に、第二条であります、表中「福生駅東口タクシー駐車場」の次に「福生駅西口タクシー駐車場」を加えようとするものでございます。

第三条につきましては、旧国鉄時代に構内権を持って営業活動をいたしておりましたタクシー業者の関係から、内容の一部を整備しようとするものでございます。

第七条でございますが、第一条と同様、条文を整備しようとするものでございます。なお、附則において、この条例は、昭和六十三年四月一日から施行しようとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第十号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十二議案第十一号福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十一号福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、田園広場公園並びに福生駅西口公園を設置したことに伴い改正しようとするものでございます。

田園広場公園につきましては、敷地面積二千七百八十四・〇七平方メートルであり、仮称田園地区自由広場として整備してまいりましたが、この二月中旬をもって完成をいたしました。福生駅西口公園につきましては、面積六百五・八八平方メートルであり、仮称福生駅西口広場公園及び福生駅西口シンボルゾーン新設事業として整備をしてまいりましたが、この三月下旬をもって完成する見込みでございます。

改正内容であります、別表の「武蔵野橋公園」の次に、名称「田園広場公園」、位置「福生市北田園

一丁目一六番地八」及び名称「福生駅西口公園」、位置「福生市大字福生七七三番地一三」をつけ加えようとするものでございます。

附則におきましては、本条例は、昭和六十三年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十一号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第十一号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十三議案第十二号福生市国際交流基金条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第十二号福生市国際交流基金条例について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本条例は、今後ますます進展するであろう国際化に備えて、青少年等を対象に広く海外との交流を図り、文化的視野を広げ、より国際的感覚を備えた市民の育成を図るため、その必要とする財源の確保をしようとするものでございます。

また、本基金の設置につきましては、先般、福生市熊川一、四九九の三番地、小川久作氏より一千万円の寄附をいただきましたので、これをもとに設置しようとするものでございます。後ほど、福生市一般会計補正予算（第六号）の中で御説明いたしますが、今年度この寄附金をもとに五千万円の積み立てを予定し、また、来年度一億円の積み立てを予定しております。

当面は財源の確保が主たる目的となりますが、今後、考えられる事業として、青少年の海外派遣、姉妹都市の提携等がありますが、具体的事業については、今後十分検討を加えながら有効に運用を図ってまいりたいと思っております。事業の実施については、市政二十周年となる昭和六十五年度を目標にしてまいりたいと思っております。

それでは、内容について御説明申し上げます。

まず、第一条でございますが、これは基金の設置について定めておりまして、本基金は、国際交流を図るために充当するために設けるということを明らかにしております。

第二条は、積み立てる金額を定めようとするもので、積み立ての額にあっては一般会計歳出予算で定めると規定しております。

第三条におきましては、基金の管理を定めたもので、基金に属する現金は、金融機関へ預金するなどの方法により最も適正、確実、さらに有利な方法で管理していくことを規定しております。

第四条は、基金の運用によって生じる収益については、一般会計に計上して、国際交流の資金に充当させようと規定するものでございます。ただし書きにつきましては、基金から生じた収益を国際交流事業に充当しない年度においては、本基金に編入する旨の規定でございます。

第五条は、本条例を施行する上で、必要な事項は、これを市長が別に定める旨の委任規定でございます。管理及び運用基金の整備等の必要事項を定めたいとするものでございます。

次の附則でございますが、条例の施行日を交付の日からと定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第十二号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第十二号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十四議案第十三号福生市自転車駐車場設置条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光朗君登壇）

○市民部長（小野光朗君） それでは御指名をいただきましたので、議案第十三号福生市自転車駐車場設置条例につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、自転車駐車場につきましては、場所の確保等で種々御指摘をいただいておりますが、福生駅西口の自転車駐車場がおかげさまで完成の運びとなりましたので、条例を制定しようとするものでございます。また、既設の牛浜駅東口及び拝島駅北口の自転車駐車場につきましても、この際、あわせて規定しようとするものでございます。

次に、条文につきまして、その内容を御説明申し上げます。

第一条につきましては、駅周辺の自転車等の放置を解消し、周辺道路の安全を確保することを目的として、自転車駐車場の設置を規定しようとするものでございます。従来は、駐輪場という呼び方をしております

ましたが、今後は、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の規定に基づき、自転車駐車場という呼び方に統一したいと考えております。

第二条は、駐車場の名称及び位置について定めようとするものでございまして、福生駅西口自転車駐車場は、駅から約三百メートルの所で約五百四十台ほど収容可能となっております。牛浜駅東口は駅前でございます。約三百六十台、拝島駅北口は、駅から約百五十メートルの所で約四百台を収容できる施設でございます。

次に第三条は、駐車場を利用できる車種についての規定でございまして、自転車と原動機付き自転車に限定しようとするものでございます。

第四条につきましては、駐車場の利用につきまして、当分の間、無料で自由使用という考えでございまして、各駅の収容体制が整った段階で有料制等について検討していきたいと考えております。

第五条は、駐車場内の禁止事項についての規定でございまして、

第六条は、駐車場内に放置された自転車等についての処分方法の規定でございまして、警告し、引き取りのない場合は二カ月保管して処分しようとするものでございます。

第七条は、臨時に使用を休止する旨の規定でございまして、

第八条につきましては、利用者に対しましての施設等の損傷に対する損害賠償義務の規定でございまして、

第九条につきましては、駐車場の管理について委託できる旨の規定でございまして、

第十条は、条例の委任規定でございまして、

なお、附則におきましては、この条例の施行を、昭和六十三年四月一日と定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○議長（村尾栄次君） （「なし」と呼ぶ者あり）
以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっており、議案第十三号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十三号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十五議案第十四号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第十四号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第六号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり最終議会でもあることから、最終予算として一部歳入につきましては、前年度実績等を考慮し、見込み数値を計上しておりますが、具体的には事務事業の実績及び確定に基づく精算によるものが主たる内容となっております。これに伴い、対象事業の確定による地方債の変更もあわせてお願いしようとするものでございます。

また、職員の人件費でございますが、先ほど御提案申し上げてあります福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う職員給与改定分の補正もあわせてお願いいたそうとするものでございます。給与改定の予算につきましては、当初予算におきまして二％を見込んで計上しておりましたが、調整、住居、通勤それぞれの手当を含み、基準内給与で一・四七％の改定となったことから、その差額分を

補正いたそうとするものでございます。

それでは、予算書に基づき、内容について御説明申し上げてまいりたいと思います。

まず、一ページをお開きいただきしたいと思います。総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出それぞれ二億七千七百三十五万五千円を追加して、総額を歳入歳出それぞれ百三十五億二千二百二十四万四千円と定めようとするものでございます。

第二条は、地方債の補正でございますが、対象事業の精算に基づく許可変更の見込みが得られた事業の増減変更をお願いしようとするものでございます。

次に、二ページをお開きいただきたいと思ひます。歳入について御説明申し上げます。

各項ごとに主たるものを申し上げますと、まず市税におきまして、市民税の六千六百万円の追加は、個人市民税の甲修正申告による調定増の三千万円と、法人税割の調定増三千六百万円との合計額でございます。

次に、地方交付税は七千万円の追加でございます。

次に、分担金及び負担金の負担金で二百七十二万九千円の追加は、老人施設措置費の負担でございます。

次に、使用料及び手数料で四百三十三万八千円の減額につきましては、教育使用料で市民会館及び市営テニスコートの利用者の減に基づく実績によるものでございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金で二千八百三十五万三千円の減額は、老人施設援護者の対象者人員の減、生活保護関係扶助費の支給実績に基づく減額、保健事業費の調査事業に対する制度改正による減額でございます。

次の国庫補助につきましては、七千二百二十六万八千円の追加でございますが、不燃ごみ圧縮減容機設置事業に対する補助負担率の引き上げによる追加分が二千五百五十六万円、それと防衛補助事業による福生駅西口広場事業の減額百二万一千円と中福生公園新設事業に対する繰り上げ追加事業として五千万円の追加等でございます。

次に、都支出金におきましては、都負担金で四十万九千円の追加は、民生費の老人施設援護措置費負担